

令和8年 第2回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第68号

令和8年第2回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年4月23日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和8年4月28日

2. 場 所 まんのう町役場議場

令和8年第2回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和8年4月28日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番 新 開 洸太朗	2番 森 敬
3番 橋 田 明 夫	4番 真 鍋 泰二郎
5番 石 崎 保 彦	6番 鈴 木 崇 容
7番 常 包 恵	8番 京 兼 愛 子
9番 川 西 米希子	10番 合 田 正 夫
11番 三 好 郁 雄	12番 白 川 正 樹
13番 松 下 一 美	14番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

1番 新 開 洸太朗	2番 森 敬
------------	--------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦	事務局課長補佐 横 関 智 之
----------------	-----------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基
企画政策課長 鈴 木 正 俊	地域振興課長 河 野 正 法

税 務 課 長	黒 木 正 人	住 民 生 活 課 長	松 本 学
福 祉 保 険 課 長	山 本 貴 文	健 康 増 進 課 長	溝 淵 浩 一
農 林 課 長	藤 原 道 広	建 設 土 地 改 良 課 長	川 原 涼 二
地 籍 調 査 課 長	平 田 浩 二	会 計 管 理 者	森 薫
琴 南 支 所 長	黒 川 哲 也	仲 南 支 所 長	丸 山 晃 弘
学 校 教 育 課 長	橋 田 勇 人	生 涯 学 習 課 長	末 久 誠

○平田議会事務局長 おはようございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。

本日は、正副議長の選挙や各種委員会の委員の選出など、議会運営の都合上、再三、休憩を挟むこととなりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。

出席議員中、三好郁雄議員が最年長者であります。それでは三好議員、議長席へお着きください。

○三好郁雄臨時議長 ただいま紹介いただきました、三好郁雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って進行したいと思います。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

町長より初議会にあたり、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○栗田町長 皆さんおはようございます。本日は、令和8年第2回まんのう町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日の選挙を経て、町民の皆様から改めて負託を受けられた皆様とこうして顔を合わせ、新たな議会をスタートできることに、身の引き締まる思いがいたします。

私自身も6期目という節目を迎えましたが、新しい顔ぶれも加わり、ここからが、新生まんのう町のスタートであると強く感じております。

本臨時議会では、議長、副議長、そして監査委員という、今後の町政運営において極めて重要な役割を担う方々の選出が行われます。

議員の皆様におかれましては、このたびの改選の重みを改めて深く認識され、公正かつ円滑な議会運営に向けて、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私といたしましても、皆様との対話を大切にし、町民の負託にこたえるべく、誠心誠意、町政運営に取り組んで参る所存でございますので、よろしくお願いいたします。

本日上程いたしておりますのは、議案4件でございます。よろしくご審議の上、ご承

認いただきますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ
よろしくお願いいたします。

○三好郁雄臨時議長 それでは、本日の会議を開きます。

本日の議長の選挙までの議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○三好郁雄臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで、議長立候補者の所信表明を行うため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時55分

○三好郁雄臨時議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

○三好郁雄臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○三好郁雄臨時議長 ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、
3番 橋田明夫議員、及び4番 真鍋泰二郎議員を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

姓だけでなく、下の名前まで氏名を完全にお書きいただきますよう、特にご注意申し上げ
ます。もう一度言います。姓だけでなく、下の名前まで氏名を完全にお書きいた
だきますよう、特にご注意申し上げます。

また、白票の取扱いについてはこれを無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○三好郁雄臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三好郁雄臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○三好郁雄臨時議長 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に記入をお願いいたします。

〔投票用紙記入〕

○三好郁雄臨時議長 記載はお済みでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○三好郁雄臨時議長 それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○平田議会事務局長 1 番 新開洸太郎議員、2 番 森敬議員、3 番 橋田明夫議員、4 番 真鍋泰二郎議員、5 番 石崎保彦議員、6 番 鈴木崇容議員、7 番 常包恵議員、8 番 京兼愛子議員、9 番 川西米希子議員、10 番 合田正夫議員、12 番 白川正樹議員、13 番 大西樹議員、14 番 松下一美議員、11 番 三好郁雄議員。

○三好郁雄臨時議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三好郁雄臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番 橋田明夫議員、4 番 真鍋泰二郎議員、開票の立会をお願いします。

〔開 票〕

○三好郁雄臨時議長 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 14 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、大西樹議員 9 票、白川正樹議員 3 票、川西米希子議員 2 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

大西樹議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

○三好郁雄臨時議長 ただいま議長に当選された大西樹議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

大西樹議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○大西樹議長 ただいま当選いたしました大西でございます。大変お世話になりました。私さっきの所信表明の中でもですね、町民に開かれた、ただいまの選挙におきまして、町民から信頼される町議会をですね、目指して頑張っていきますので、議員の皆様もですね、どうかお力添えをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

○三好郁雄臨時議長 これをもって、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

皆様方の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

大西樹議長、議長席にお着き願います。

〔議長着席〕

○大西樹議長　それでは、議長職を務めさせていただきます。

ここで議事整理のため、休憩をいただきます。議場の時計で１０時２５分まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

休憩　午前１０時１０分

再開　午前１０時２５分

○大西樹議長　休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

お諮りします。

お手元に配布しております議事日程（第１号の追加）のとおり、日程を追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　異議なしと認めます。

したがって、議事日程のとおり日程を追加することに決定いたしました。

日程に入るに先立ち、議会報告を行います。

平田議会事務局長。

○平田議会事務局長　御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第１４９条の規定に基づく議案１件、同法第１７９条の規定に基づく専決処分議案２件、同法第１９６条の規定に基づく同意議案１件の提出があり、受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○大西樹議長　議会報告を終わります。

日程第３　議席の指定

○大西樹議長　日程第３、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定いたします。

氏名と議席番号を事務局長が朗読いたします。

○平田議会事務局長　１番　新開洸太郎議員、２番　森敬議員、３番　橋田明夫議員、４番　真鍋泰二郎議員、５番　石崎保彦議員、６番　鈴木崇容議員、７番　常包恵議員、８番　京兼愛子議員、９番　川西米希子議員、１０番　合田正夫議員、１１番　三好郁雄議員、１２番　白川正樹議員、１３番　松下一美議員、１４番　大西樹議員。

以上です。

○大西樹議長　ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、ただいま御移動願います。

日程第４　会議録署名議員の指名

○大西樹議長　日程第４、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 新開洸太郎議員、2番 森敬議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○大西樹議長 日程第5、会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

ここで、副議長立候補者の所信表明を行うため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時43分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

日程第6 副議長の選挙

○大西樹議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票にて行います。

議場を施錠してください。

〔議場閉鎖〕

○大西樹議長 ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に、5番 石崎保彦議員、及び6番 鈴木崇容議員を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

なお、姓だけでなく、下の名前まで氏名を完全にお書きいただきますよう、特にご注意ください。

また、白票の取扱いについてはこれを無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○大西樹議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○大西樹議長 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に記入をお願いいたします。

〔投票用紙記入〕

○大西樹議長 皆さん、記載はお済みでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○平田議会事務局長 1 番 新開洸太郎議員、2 番 森敬議員、3 番 橋田明夫議員、4 番 真鍋泰二郎議員、5 番 石崎保彦議員、6 番 鈴木崇容議員、7 番 常包恵議員、8 番 京兼愛子議員、9 番 川西米希子議員、10 番 合田正夫議員、11 番 三好郁雄議員、12 番 白川正樹議員、13 番 松下一美議員、14 番 大西樹議員。

○大西樹議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

5 番 石崎保彦議員、6 番 鈴木崇容議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○大西樹議長 選挙の結果を御報告申し上げます。

投票総数 14 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、常包恵議員 9 票、真鍋泰二郎議員 5 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、常包恵議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

○大西樹議長 ただいま副議長に当選された常包恵議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

常包恵議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○常包恵副議長 ただいま皆様のご支援をいただき、副議長の任を仰せつかることになりました。常包です。

町民の皆さんに信頼をされ、町民の皆様の身近な存在、議会が身近な存在となるよう、精一杯大西議長と一緒に務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

日程第 7 特別委員会の設置

○大西樹議長 日程第 7、特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りします。

本議会に、議員6名をもって構成し、議会広報について調査研究及び編集をする、議会広報特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査等の終了を決定するまで、継続して調査を行うものとするに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会は、休会中も継続して調査研究を行うことに決定いたしました。

ここで、議事都合のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午後2時45分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 常任委員会委員の選任

日程第9 議会運営委員会委員の選任

日程第10 特別委員会委員の選任

○大西樹議長 日程第8、常任委員会委員の選任、日程第9、議会運営委員会委員の選任、日程第10、特別委員会委員の選任。以上3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第10までの3件を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となりました各委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、委員の選任は議長が指名することに決定いたしました。

日程第 8、常任委員会。委員の選任、総務建設常任委員会。白川正樹、三好郁雄、合田正夫、鈴木崇容、石崎保彦、新開洸太郎、大西樹。

教育民生常任委員会委員に松下一美、川西米希子、京兼愛子、常包恵、真鍋泰二郎、橋田明夫、森敬。

日程第 9、議会運営委員会委員の選任。議会運営委員会委員に三好郁雄、松下一美、常包恵、石崎保彦、橋田明夫、新開洸太郎。

続きまして日程第 10、特別委員会。委員の選任、議会広報特別委員会委員に真鍋泰二郎、新開洸太郎、白川正樹、川西米希子、石崎保彦、森敬。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方を、各委員に選任することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第 9 条による各委員会の招集を本告知により行います。各委員は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定に基づき委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 4 9 分

再開 午後 2 時 5 1 分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

休憩中に各委員会より、委員長及び副委員長の互選の結果報告がありましたので、報告をいたします。

総務建設常任委員会委員長に石崎保彦議員、副委員長に合田正夫議員。教育民生常任委員会委員長に松下一美議員、副委員長に真鍋泰二郎議員。議会運営委員会委員長に三好郁雄議員、副委員長に松下一美議員。議会広報特別委員会委員長に真鍋泰二郎議員、副委員長に新開洸太郎議員。

以上の通りです。よろしくお願いいたします。

日程第 11 選挙第 1 号 仲多度南部消防組合議会議員の選挙

○大西樹議長 日程第 11、選挙第 1 号 仲多度南部消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合同規約第 5 条により 2 人の議員を選出するものですが、1 人は町議会の議長の職にある者となっておりますので、もう 1 人を議会において選挙し、選出するものです。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、仲多度南部消防組合議会議員に三好郁雄議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました三好郁雄議員を仲多度南部消防組合議会議員の当選人と認めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました三好郁雄議員が、仲多度南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました三好郁雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で、仲多度南部消防組合議会議員の選挙を終わります。

日程第12 選挙第2号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

○大西樹議長 日程第12、選挙第2号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合同約第5条に基づき議員を3人選出しておりますが、そのうち2人は町議会の議長及び副議長の職にあるものとなっておりますので、あと1人を議会において選挙し選出するものです。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、中讃広域行政事務組合議会議員に合田正夫議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました合田正夫議員を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました合田正夫議員が、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました合田正夫議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして当選の告知をいたします。

以上で、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わらせていただきます。

日程第13 選挙第3号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○大西樹議長 日程第13、選挙第3号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条により町議会の議員で議会において選挙された者で、1人が当たるとなっておりますので選出をするものです。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に松下一美議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました松下一美議員を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました松下一美議員が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松下一美議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選人の告知をいたします。

以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第14 選挙第4号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙

○大西樹議長 日程第14、選挙第4号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

この選挙は、企業団規約第5条により町議会の議員で議会において選挙された者で、1人が当たるとなっておりますので選出をするものです。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、香川県広域水道企業団議会議員に石崎保彦議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました石崎保彦議員を香川県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました石崎保彦議員が、香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました石崎保彦議員が議場におられますので、会議規則第33条第

2 項の規定により当選の告知をいたします。

以上で、香川県広域水道企業団議会議員の選挙を終わります。

日程第 1 5 議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）

○大西樹議長 日程第 1 5、議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、まんのう町税条例を改正する必要性が生じ、同年 3 月 3 1 日に、まんのう町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 税務課長。

○黒木税務課長 条例改正の詳細について御説明させていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 8 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、上位法との整合を図るため、税条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分を行ったものでございます。

改正の主な内容は、まず、軽自動車税関係で、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴う規定の整備、個人町民税関係で、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長、固定資産税関係でバリアフリー改修が行われた、特別特定建築物に係る減額割合を定めた規定の整備、その他、関係法令の改正に伴う規定の整備等でございます。

議案第 1 号の新旧対照表を用いて、順に改正点をご説明させていただきますが、関係法令や適用条項の改正に伴う修正や条文中の字句の訂正、条ずれ項ずれ等は、説明を簡略化させていただきますので、よろしくお願いいたします。議案に参考資料といたしまして、条例改正の要旨と改正による税収への影響をつけていますので、併せてご覧ください。

それでは、新旧対照表の 1 ページをご覧ください。下線の箇所が改正部分でございます。

第 1 8 条の 3 は、納税証明事項に関する規定で、環境性能割の廃止に伴い種別割の名称を軽自動車税に訂正するものでございます。

第19条は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金に関する規定で、環境性能割の廃止に伴い引用先を削除するものでございます。

2ページをご覧ください。

第33条は、所得税の課税標準に関する規定で、特定大口株主配当金等を特定配当等へ追加するものでございます。

3ページ第80条から9ページ第91条までの改正は、環境性能割の廃止に伴う字句の訂正、条文削除、項ずれ等、所要の改正を行うものでございます。

10ページから11ページをご覧ください。

附則第7条の3は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、法律改正による法附則第5条の4の削除に伴う、規定の整備でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、令和12年度まで延長するものでございます。

12ページから13ページをご覧ください。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、法律改正に伴う項ずれの改正、また14項にバリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税の軽減割合を3分の1と定めた規定を追加するものでございます。

13ページから16ページまでの附則第10条の3の改正は、法律改正に伴う項ずれの改正及び字句の訂正でございます。

17ページ附則第15条の2から21ページ附則第16条の2までの改正は、環境性能割廃止に伴う字句の訂正、条文削除、項ずれ等、所要の改正を行うものでございます。

21ページ附則第16条の3から23ページ附則第17条までの改正につきましては、法律改正による附則第5条の4の削除に伴い引用先を削除するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、適用期限を現行の令和8年度までを令和11年度まで延長するものでございます。

24ページ附則第18条から29ページ附則第20条の3までの改正は、法律改正による、法附則第5条の4の削除に伴い引用先を削除するものでございます。

29ページの第2条まんのう町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、環境性能割廃止に伴い平成26年7月4日条例第14号附則第6条中の字句を訂正するものでございます。

最後に30ページに本条例改正の附則といたしまして、第1条として施行期日を、第2条として固定資産税に関する経過措置を、第3条として軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

なお、今回の改正による税収への影響でございますが、環境性能割の廃止に伴い、約440万円減収となる見込みでございますが、こちらは地方特例交付金により減収補填されます。次に、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、

該当が毎年２件程度と少数であること、また、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、過去３年間該当がないことから、いずれも適用期限の延長による税収への影響はない見込みでございます。

以上、議案第１号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）ご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第１号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）の件を採決いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認されました。

日程第１６ 議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

○大西樹議長 日程第１６、議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日より施行されたことに伴い、まんのう町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同年３月３１日にまんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを議会に報告し承認

を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 税務課長。

○黒木税務課長 条例改正の詳細について御説明させていただきます。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、上位法との整合を図るため、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。改正の主な内容は、国民健康保険税について、中間所得層の被保険者の負担の適正化を図るため、基礎課税額の限度額を引き上げ、一方、経済動向等を踏まえ負担軽減措置として軽減判定基準額の算定額を引き上げるとともに、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う、子ども・子育て支援納付金課税額に係る所要の規定を整備するものでございます。

それでは、議案第 2 号の新旧対照表を用いて、改正点についてご説明させていただきます。

1 ページから 2 ページをご覧ください。第 2 条は課税額に関する規定で、第 1 項第 1 号及び第 4 号において子ども・子育て支援納付金課税額を算定額に追加し、第 2 項において基礎課税額に係る課税限度額を現行の 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げ、第 5 項において子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円と定めるものでございます。

3 ページをご覧ください。

第 9 条の 4 は国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額に関する規定で、所得割に係る税率を 1 0 0 分の 0. 2 7 と定めるものでございます。

第 9 条の 5 は国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に関する規定で、被保険者 1 人当たり、1, 2 0 0 円と定めるものでございます。

第 9 条の 6 は 1 8 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額に関する規定で、1 8 歳以上の被保険者に追加で加算される均等割額を 1 人当たり 5 0 円と定めるものでございます。

4 ページから 7 ページをご覧ください。

第 9 条の 7 は国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額に関する規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は 7 2 0 円、特定世帯は 3 6 0 円、特定継続世帯は 5 4 0 円とそれぞれ定めるものでございます。

第 2 1 条は国民健康保険税の減額に関する規定で、7 割 5 割 2 割軽減の対象となる世帯に係る子ども・子育て支援納付金課税額をそれぞれの軽減割合で減額する規定を追加し、第 1 項第 2 号にて 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の 3 0 万 5, 0 0 0 円から 3 1 万円に、第 3 号にて 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の 5 6 万円から 5 7 万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

８ページをご覧ください。

第２項第３号は子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割に関する未就学児の減額規定を追加するものでございます。

９ページをご覧ください。

第３項第７号から第９号においては子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者と所得割額及び均等割額に関する出産被保険者の減額規定を追加するものでございます。

第４項は１８歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を１０割軽減する規定を追加するものでございます。

１０ページから１６ページまでの附則の改正は子ども・子育て支援納付金の創設に伴う引用先の追加によるものでございます。

最後に１７ページに本条例の改正の附則としまして、第１項に施行期日を、第２項に適用区分を規定するものでございます。

なお、今回の改正による税収への影響でございますが、課税限度額の引き上げにより、６世帯が影響し６万円増収し、軽減判定所得の基準の引き上げにより２０世帯が影響し約５４万円減収となる見込みでございます。また、子ども・子育て支援納付金課税額として約７４０万円増収となる見込みでございますが、こちらにつきましては医療保険者を通じて子ども・子育て支援納付金として国へ納められます。

以上、議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）ご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第２号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を採決いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認されました。

日程第 1 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度繰越 まんのう町（吉野地区）企業用地造成工事）

○大西樹議長 日程第 1 7、議案第 3 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度繰越 まんのう町（吉野地区）企業用地造成工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度繰越 まんのう町（吉野地区）企業用地造成工事）につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、令和 7 年度繰越 まんのう町（吉野地区）企業用地造成工事契約の方法としましては、条件付き一般競争入札、契約金額は 9, 7 9 0 万円、うち消費税額 8 9 0 万円、契約の相手方は、香川県善通寺市仙遊町 1 丁目 9 番 9 号、青葉工業株式会社善通寺支店取締役支店長、富田浩司でございます。

今回の契約は、まんのう町で誘致を進めている香川県森林組合連合会の製材所の建設予定地の造成工事でございます。

令和 6 年 5 月 2 0 日に徳島県及び香川県産木材を使用した構造用製材及び構造用集成材の安定的な供給等を通じて、建築物における地域産材の利用を促進するとともに、地域産材の需要を拡大していくとの構想を実現するため、徳島県及び香川県と関係企業において協定が締結されました。

今回、その大きな役割を担う製材所を誘致することにより、雇用の創出、税収の増加、地域経済の活性化、まんのう町産材の有効活用を期待するものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 河野地域振興課長。

○河野地域振興課長 それでは、令和 7 年度繰越 まんのう町（吉野地区）企業用地造成工事）に関する入札執行内容及び経過につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付き一般競争入札といたしております。入札参加資格としましては、対象を単独企業、もしくは共同企業体とし、一般的な事項の他、香川県内に本社を有すること、建設後業法の規定による経営事項審査における土木一般工事事業の総合評価値が 1, 2 0 0 点以上であること、平成 2 3 年度以降に 1 万立米以上の

盛土工事を元請として受注し施工した実績を有すること、建設業法の規定による管理技術者の資格を有し同種工事に現場代理人、主任技術者、管理技術者のいずれかとして従事した実績を有する者を専任で配置できることを条件としております。

去る４月１日に条件付き一般競争入札の公告を行い、４月１０日に参加受け付けを締め切り、審査の結果１社の参加資格を確認し、４月２４日に入札を執行いたしました。

入札の結果、青葉工業株式会社善通寺支店取締役支店長、富田浩司が落札いたしました。これにより、本日工事請負契約の締結を議案として上程させていただいております。

なお、工事工期といたしましては、本日議会で承認をいただければ、本日より令和８年８月３１日までの４か月間としております。造成工事が完了した後は、先ほど町長よりもご説明がありました香川県森林組合連合会が製材所を建築することとなります。

以上、簡単ではございますが、内容及び経過の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第３号 工事請負契約の締結について（令和７年度繰越 まんのう町（吉野地区）企業用地造成工事）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 ３時２８分

再開 午後 ３時２９分

日程第 18 議案第 4 号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について

○大西樹議長 日程第 18、議案第 4 号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第 117 条の規定により議員の除斥対象になりますので、京兼愛子議員の退場を求めます。

[京兼愛子議員 退場]

○大西樹議長 提出者から、提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○大西樹議長 ただいま上程されました、議案第 4 号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について、その提案理由を申し上げます。

次の者をまんのう町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町羽間 2638 番地 6、氏名 京兼愛子、生年月日 昭和 23 年 1 月 17 日。なお、委員の任期につきましては、地方自治法第 197 条で、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期によると定めております。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

本案は人事案件でございますので、議会の申合せにより、質疑、委員会付託及び討論を省略させていただきます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、本案の質疑、委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これより、議案第 4 号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意についてを採決いたします。

議案第 4 号は、これに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって議案第 4 号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意につきましては、これに同意することに、決しました。

除斥を解きます。

京兼愛子議員の入場を願います。

[京兼愛子議員 入場]

○大西樹議長 ここでですね、議事の都合によりまして、暫時休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午後 3 時 33 分

再開 午後 3時49分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

日程第19 議会選出各種委員会、協議会委員の選出について

○大西樹議長 日程第19、議会選出各種委員会、協議会委員の選出についての件を議題といたします。

お諮りします。

議会選出各種委員会、協議会委員の選出については、どのような方法でいたしましょうか。

〔「議長に一任」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 議長に一任とのご発言がありましたが、議長に一任させていただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 御異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは発表いたしますが、議会選出各種委員会、協議会は多数でございますので、委員の発表はお手元の名簿案の配布に代えさせていただきますと思いますので、御了承ください。

それでは、お諮りします。

議会選出各種委員会、協議会委員の選出について名簿案のとおり、委員を選出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、名簿案のとおり決定いたしました。

日程第20 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第20、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

総務建設常任委員会、教育民生常任委員会の各委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営委員会の委員長より議会運営を効率的かつ円滑に行うために、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和8年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年4月28日

まんのう町議会臨時議長

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員